

資料 1

生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則(平成5年12月生駒市教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(委嘱) 第4条 指導員は<u>若干名</u>とし、教育一般に関して豊かな識見を有し、教育に関する指導技術を身につけた者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(任期) 第5条 指導員の任期は1年とし、再び委嘱をすることができる。ただし、原則として、通算年数<u>3年</u>又は65歳を超えないものとする。</p>	<p>(委嘱) 第4条 指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、教育に関する指導技術を身につけた者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(任期) 第5条 指導員の任期は1年とし、再び委嘱をすることができる。ただし、原則として、通算年数<u>5年</u>又は65歳を超えないものとする。</p>